

中国の請負農地配分に関する一考察

浅見淳之* 張文宝** 曹力群*** 張曉輝***

辻井博* 松田芳郎****

Asami, A., W. Zhang, L. Cao, X. Zhang, H. Tsujii and Y. Matsuda : A Study of Contract Lands Allocation in Rural China

Contract lands were equally allocated among farm households according to the number of family members under self responsibility household system in rural China. The purpose of this paper is to discuss about the method of equal allocation of contract lands and test the equality of allocation statistically.

Equality of contract land allocation is realized by classification of land fertility and determination by lot. First, village committee evaluated objectively whole village lands and classified these into 3 groups, that is, upper grade land, middle grade land and lower grade land. After that two types of lot are adopted. One is family lot and the other is individual lot. Family lot means that family draws a lot among land groups which include 3 grade lands equally. Individual lot means that individual draws a lot among each grade of lands. Anyhow, equality can be realized by lot.

Equality of contract land allocation can be tested by regression from number of family members to land acreage of each household. In order to compute this regression, we use the results of fixed observation survey of each farm households done by Research Center of Rural Economy. Equality of allocation can be supported by the results of this regression. In addition, we test equality of the food land allocation and the responsibility land allocation by regression. In computed results, some villages where equality is not realized can be found. As for two-land system, equality is not necessarily supported.

1. はじめに

中国の改革開放は、農村における農業生産責任制の導入から始まった。集団所有、統一配分、統一経営、労働点数制を特徴とする人民公社体制に対し、生産を個別農家に請負に出し生産量にリンクした収益が得られる制度への改革が1979年の第十一届四中全会で決定された。1980年代初頭に、作業を請負う定額包工、生産量を請負う聯産到組、包産到戸といった具合に様々な制度の導入が試みられたが、1983年には、人民公社のもとにあった農地を個別農家が請負う包乾到戸が定着した。現在では、1993年制定の「農業法」と1993年に改訂された「土地法」のもと、農地は集団（＝村）所有であるが農家に請負権（承包権）を設定し、請負農地で農家が経営の自由な意思決定を行い、収穫のうち一定額を集団に納めた残余を獲得できる「家庭聯産承包責任制（農家生産量リンク請負制）」として、98%

* 京都大学農学研究科, ** 中国農業部, *** 中国農業部農村経済研究センター, **** 東京国際大学経済学部

の村が農業生産責任制を実施している。

この農業生産責任制のもと、請負権がそれぞれの農家に配分されることになった。始原的な権利の割当ては、資源配分の効率性にも所得配分の公正性にも決定的な影響を与える。資源の配分方式は、入札など「市場」メカニズムにまかせて効率性を達成する方式と、全員で平等に配分して公正性を達成する方式がある。前者は、レントを最大化する限界原理による配分であり、後者は平均原理による配分である。中国では、平均原理によって、家族人口数に応じた請負農地の配分がなされ、平等性が追求された。しかしながら、それぞれが自分が最も望む農地を欲しがらる農家の間で平等性を達成することは極めて難しい。中国では、具体的にどのようなやり方によって平等性が達成されたのであろうか。また平等性は、現実に達成されたのであろうか。本稿では、中国の農地制度の実態を説明しながら、第一に請負農地の配分方法を検討し、第二に配分の平等性を検証することを目的とする。

2. 農業生産責任制と農地請負制度

(1) 双層経営体制

農業生産責任制は、二つの車輪によって構成されている。①集団から各個別農家への農地の請負（承包）と、②集団による個別農家への支援サービスである。二つの車輪によって農業経営が執行されていることから、この体制は、個別農家（分）と集団（統）による「双層経営体制」と呼ばれている。

まず②の集団によるサービスをみてみよう。請負農地では、農家が自らの自由な意思決定により農業生産が行われる。請負農地からの収穫物のうち、国への農業税と集団への三提五筹などの上交金を上納した残余は、すべて農家の収入となる。コメ、小麦、トウモロコシなどの食糧であれば、定購、食糧庁販売、市場販売として販売して各農家の収入となるのである。すなわち、その生産量の構成は、自給＋定購（政府との契約による定購価格での無制限買付）＋食糧庁販売（保護価格）＋市場販売（市場価格）＋農業税（公糧）＋三提五筹＋共同出役、となる。三提五筹の三提とは三つの「提留」、すなわち村での公積金、公益金、管理費（幹部などへの支払い）であり、五筹とは五つの「統籌」、すなわち郷鎮で担われる道路建設、民兵訓練、計画出産、衛生、学校への負担である。ただし上交金は農民負担が過大であるとの批判を受け、「承包費条例」のもと、郷鎮単位または村単位で1人当たり前年収入の5%を限度とすることが決められている。現在はさらに、上交金を国と集団への農業税という形へ一本化することが進められている。集団へ上納された上交金は、「社会化服务体系」として集団から農家へのサービスの提供という形で還元される。農業経営への支援サービスとして、農業機械サービス、灌漑排水、電気、病虫害防除、種子肥料配布、共同販売、技術普及、あるいは衛生、教育、インフラなど社会・文化

生活へのサービスが提供されている。ただし実際には「以工補農」として、郷鎮企業の利潤によって集団によるサービスを賄っている場合が多い。特に郷鎮企業の発達した村では農民負担なしでサービスを提供している。しかし一方では、村が全く機能していない地域もあり、双層経営体制が全中国で画一的に普及しているというわけではない。

(2) 農地請負制

もう一方の①農地の請負を考察しよう¹⁾。請負権は、1978年に制定され、1993年に改訂された「土地法」によって規定されている。農地の所有権は集団にあるが、請負権を設定し集団と農家が農地の請負契約を結んでいる。請負権は、①売ることはできない、②したがって抵当にできない、③貸出できる（転包）、④相続できる、という特徴を持っている。土地法のもと1978年では15年契約、1993年には農家に長期的なインセンティブを持たせるため30年契約に改訂されている。農地請負の実施は、各省で異なるが、一般に1980年代に第一回請負契約（第一輪承包）で15年契約のもとで請負農地が各農家に配分され、15年後の1990年代に第二回請負契約（第二輪承包）で30年契約のもとで再び請負農地が配分されている。

請負農地の配分の原則は「平等性」である。第一回請負契約時点では、その時点での各農家における家族人口に比例して、平等に請負農地が配分された。農地の等級を考慮した上で1人当たり面積が平等になるように配分されている。一般に、平等に区画した農地を抽選によって各農家に割り当てている²⁾。村の管理のもと、農民小組（生産隊レベル）単位で配分がなされている。1人当たりで平等になるような配分であるが、請負権契約は村（生産大隊レベル）と各農家の間でなされ、村から「請負権証書」が交付されている。しかし家族人口は時間とともに変化するものであり、平等性は保つことができない。そこで次のような工夫がなされた。第一に15年契約期間の最中であっても小調整という形で、請負権の再配分が行われた。第二に、農家に配分しないで村に留保した「機動田」によって調整が行われた。人口が減少した農家から請負農地を機動地に編入し、人口が増加した農家に機動地から請負農地を渡した。第三に、「両田制」の導入によって調節する地域ができた。家族数に応じて平等に請負農地が配分されるのでは、経営規模が極めて小さくなる。規模の経済を享受することができないのである。一方経済発展に従って、郷鎮企業などへの農外就業の機会が増えてくると国家への食糧の供出義務が負担になって、農地請負を好まない農家が出てきた。そこで農地を、一方において家族人口に応じて平等に配分する自家消費のための「口糧田」と、労働者数に応じて配分する「責任田」に分ける地域が出てきたのである。口糧田によって平等性を維持しながら、責任田を労働者の多い中核農家に配分しようとしたのである。1994年までに中国全村の31.5%が、中国作付け面積のうち47.8%がこの両田制を採用している³⁾。

しかし第二回請負契約以降では、さらなる経営規模の零細化をさけるため、家族人口に

応じても請負面積を変えない「増人不増地」政策が進められている。ただし家族人口の変化が大きい場合は、村民委員会の2/3以上の賛成をもって小調整を行うように規定された。また両田制は1998年に廃止が勧告された。高い請負費を支払える農家に回すために、村に強制的に責任田を没収される農家が現れるなどの弊害が出てきたためである。両田制は「請負田」という名目に統一された。さらに「転包」という再請負によって請負田の権利の流動化をはかり、農地を中核農家へ集中させる方針がとられている。つまり所有権（集団）、請負権（請負農家）、経営権（再請負農家）の三つの権利を確定し、平等性を維持しながらも、請負権の流動化を促進して経営権を執行する大規模農家をめざすことが検討されている。現在はこの請負関係を安定化させるために、「中華人民共和国農村土地承包法」が策定中である。

（3）請負農地配分方法の定式化

請負農地は、基本的には抽選によって平等に配分された。しかし養殖池や一部の農地は、入札によって配分されている。入札による配分方法と比較しながら、抽選による配分方法を簡単に定式化して、その性格を検討してみよう。

A、Bの2者の中で請負権が入札で決定されるとしよう。ここでは、公開のもとでのせり上げ式入札、すなわちイギリス型オークションが行われるとする。集団が示す請負農地Qに対しAは V_q の評価を持っている。Bがいかなる評価を下しているかわからないので、離散的に $V_1, V_2, \dots, V_q, V_{q+1}, \dots, V_t$ ($V_1 < V_2 < \dots < V_q < V_{q+1} < \dots < V_t$) の評価をしていると予想している。それぞれの予想が当たる確率を $P_1, P_2, \dots, P_q, P_{q+1}, \dots, P_t$ とする。したがって入札で行う場合はAの期待収益Eは

$$E = P_1 (V_q - V_1) + P_2 (V_q - V_2) + \dots + P_q (V_q - V_q) - P_{q+1} * 0 - \dots - P_t * 0 \quad (1)$$

と定式化される⁴⁾。Bが V_q を越えた値付け ($P_{q+1} \dots P_t$) をした場合にはこの入札から退出し収益はゼロとなる。Bの評価が V_q となった場合は収益がゼロとなり退出と参加が無差別な状態となる。

これに対応する形で、AとBの間で抽選によって平等に、集団が請負農地Qと請負農地Rを配分する場合を考えよう。AはQに対しては V_q 、Rに対しては V_r の評価を持っている。2人の中の抽選なので当たる確率は $\frac{1}{2}$ ずつとなる。Aの期待収益Eは、

$$E = \frac{1}{2} V_q + \frac{1}{2} V_r \quad (2)$$

と定式化される。

(1)式と(2)式を比較してみよう。第一に、入札は参入退出が自由であるが、平等配分は退出が許されていないことが言える。入札では自分の評価を越えた値が付けば請負権の配分から退出してしまうが、平等配分は評価がどうであれ請負が義務づけられることになる。貧困な地域では平等配分によって食糧自給が確保されるが、郷鎮企業などの農外

収入が豊かな地域では平等配分が負担になる場合もある。これに対応して転包や責任田などの仕組みが作られてきたといえる。第二に、入札は他人の情報を利用して意思決定がなされるが、平等配分は自己評価だけで意思決定がなされる。自分の評価が的確かどうか分からない場合、入札は他人の評価情報を利用して自分の評価を修正することが可能である。それに対し平等配分は自分の評価だけに依存する。これに対しては、郷鎮レベルの監督のもと村民委員会が客観的に請負農地の等級づけ、区分分けを行うことによって、 V_q と V_r が限りなく同一になるように工夫がなされてきている。第三に、入札は限界生産力に基づく配分であり、平等配分は平均生産力に基づく配分となる。Aが落札した場合は、入札で利用されるBの情報はAにとってのセカンドベストの評価である。Bが落札した場合は、Aの情報はBにとってのセカンドベストの評価となっている。セカンドベストからベストへの追加的な評価によって、自己の行動を決めていることになる。すなわち限界的な土地生産力の評価による意思決定であり、限界生産力に基づく資源配分がなされていることになる。平等配分は文字通り平等に請負農地を分けているのであるから、土地の平均生産力に基づく配分ということになる。A. ルイスらの二重経済理論では、農村部門は平均生産力に基づく労働の配分がなされることになっているが、中国では農村部門は制度的に平均生産力に基づく土地の配分がなされていることになる。

3. 請負農地配分の事例研究

(1) 請負農地の配分方法

臨地調査の結果、請負農地の配分方法は以下のようにまとめられる。

(1) 「組合せ式請負権配分方法」

- ①上田、中田、下田に、県鎮の行政幹部の監督のもとに農地を分類する。
- ②家族数に応じて、3人家族用、4人家族用などごとに上田、中田、下田を取り混ぜた農地の組み合わせを作成する。
- ③抽選 家族ごとに家族数に応じた農地の組合せのくじを引く。
- ④抽選の後は、農家どうしが交渉して交換を行い、調整をはかる。
- ⑤契約サインをした後は交換不可となる。

あるいは

- ②上中下田の一人あたり組み合わせを作成する。
- ③抽選 1人1くじを割当てている。家族数に応じて複数のくじをひく。
という方式も見受けられた。

(2) 「番号付け式請負権配分方法」

- ①上田 中田 下田、に県鎮の行政幹部の監督のもとに農地を分類する。

- ②上田に番号1、2・・・、中田に番号1、2・・・、下田に番号1、2・・・と番号をふる。
- ③上中下べつに抽選を行う。抽選順位の高い農家から、家族数に応じて番号をとる。最初が5人家族なら1から5番、2番目が4人家族なら5から9番の耕地を配分していく。
- ④抽選の後は、農家どうしが交渉して交換を行い、調整をはかる。
- ⑤契約サインをした後は交換不可となる。

この配分方式の執行と配分の実態を、稲作地帯の貴州省、湖南省、畑作地帯の河北省の村レベルでの調査によって、明らかにすることにしよう。

(2) 貴州省 (稲作地帯)

中国南西の内陸部、雲南省に隣接する貴州省は、山岳地帯にあり耕地面積が零細で、中国でも最も貧困な地域である。稲作中心の農業が棚田を中心に展開され、トラクタ耕耘面積も3%のみで、一般に役畜が用いられている。1999年において(中国農村統計年鑑2000年)、農村居民の純収入は1人当たり1363.07元/年、1人当たりの生活消費支出は109.81元/年、1人当たり耕地面積は0.15aである。

1980年に第一回請負契約、1998年に第2回請負契約が執行されている。1980年の第一回請負契約時に集団の資産もすべて農家に配分してしまった村が多く、また村収入が年1000元以下の村は全体の村の60%を占めていることに示されるように、集団の経済力が貧弱なため、集団によるサービスは希薄である。このような貧困状態に対応して、農地の第二回請負契約も、国の政策が30年であるのに対し、経営を安定化させるために貴州省では50年契約を実施している。また貴州省では村レベルで農地配分の立案を行い、実施は村民小組レベルで行われている。なお貴州省では、両田制は採用されていない。

貴州省は山岳地帯であり、ここで林地の所有形態を説明しておこう。第一回請負契約時に山林の所有形態が明確化されている。林地は、①国有林(保護林、20%)、②集団林(郷有、集団林場、75%)、③請負林(農家に配分、5%)に分類されている。さらに請負林は、責任山(勝手に伐採はできず、国の計画によって伐採する。収入は集団と個人で分配する)と自留山(1~2畝ほどの小規模で自由に使える)に分類される。また集団林は、国の計画に従って批准もらってから伐採されている。収入は集団と農家で分配される。

以下では、請負農地の配分に話をもち、その実態と現状の事例を紹介しよう。

1) 尊義県 龍坑鎮 共青村

請負契約は第一回契約が1981年、第二回契約が1998年で50年契約が結ばれている。村民小組ごとに完全に農村戸籍人口に応じた配分が行われた。請負した農地以外の集団所有の土地は村民委員会所有であり公園などに使われ、郷鎮企業に供与された土地は郷鎮所有となっている。棚田で不整形のままであるが1筆ごとに配分されている。村によって肥沃度などの要素を考慮して、良い土地も悪い土地も組み合わせず請け負わせたため、分散錯圃

的な構造となっている。配分は「組合せ式請負権配分方法」によって、まず上中下田の組合せを作り、家族数に応じて抽選でその圃場の組合せを請け負っている。上中下の等級の差異は、肥沃度、水はけなどである。稲作地帯では畦があり、筆を単位とする配分になる。山岳地帯の貴州省は区画整備が全くなされておらず、棚田の状態で、一筆ごとの面積が極めて零細で不整形である。分類のために畦を取り壊す場合もあった。

2) 平貝県 馬場鎮 馬場村

請負契約は、第一回契約が1981年から1998年まで、第二回契約が1998年から50年間となっている。村民委員会で配分が企画されたが、実際には村民小組ごとに配分が行われた。「番号付け式請負権配分方法」がとられた。聞き取りによると、馬場村六組（村民小組）での1981年の請負農地の農家間配分は以下の通り行われた。六組では48畝の農地があり、請負される人口は40人であった。1人当たり1.2畝の配分である。まず農地を上中下の3分類に区画分けした。すなわち一類農地を16畝（1人当たり0.4畝）、二類農地を16畝（1人当たり0.4畝）、三類農地を16畝（1人当たり0.4畝）に区分けした。実測を行い区画ごとに番号をふって抽選を行った。まず一類農地の抽選で、家族数が5人の甲が一番札を引いたとすると、区画1番から番号順に区画5番までの2.0畝の農地が請負いされる。次に家族数4人の乙が二番札を引いたとすると、一類農地の区画6番から区画9番までの1.6畝の農地が請負いされる。以下同じ方式で配分がなされ、配分後は請負権証書に署名して不満を表示してはいけないことになっている。

(3) 湖南省（稲作地帯）

長江中流域、洞庭湖の南に位置する湖南省は、平野部では中国を代表する稲作地帯が広がっている。1999年において（中国農村統計年鑑2000年）、農村居民の純収入は1人当たり2127.46元/年、1人当たりの生活消費支出は1903.81元/年、1人当たり耕地面積は0.15aである。純収入は中国で中位レベルであるが、消費支出が沿海部並に大きいのが特徴的である。湖南省では農地の請負は次のように展開した。

1981年以降、1984年までに農家への第一回農地請負契約が実施された。請負期間は1年から5年の範囲である。配分方法としては、貴州省同様、組合せ式請負権配分方法、番号付け式請負権配分方法ともに行われている。契約期間が過ぎた後は、5年から15年の契約の延長が実施された。請負は村民小組レベルで行われ、人口変化への対応をするための「機動田」（5%以内）や「兩田制」（1985年まで、以後は責任田のみ）も実施されている。同時に、山林も自留山、責任山として個人へ請負がなされた。株式として山林を請負う株式制集団林場も創設されている。また養殖池も農家が請負を行っている。一般に水面は専門水産農家へ入札で一括して請負わせ、契約終了後に回収して、再び入札を行う形をとっている。1988年以降、通知書だけだった請負権を証書の形態に改め、契約者、責任の所在など契約内容を明記するようにしている。そして1995年以降は第二回請負契約が行われ、

30年契約が実施された。湖南省の村ごとに行われた請負農地の配分の方法とその実態を紹介してみよう。

1) 湘郷市 泉土唐鎮 双土屯村

1981年の第一回請負時では、組合せ式請負権配分方法が採用されている。まず農地の上中下を含む組合せを作って、3人家族なら3人家族どうして1回だけ抽選して配分を決めている。上中下は反収の違いではなく、灌漑の利便の良し悪しに応じている。その後は、家族人口、村人口の変化に応じて調整が行われてきた。調整は、村民小組から命令に応じて、家族数の減った農家が村民小組に請負農地を返還する。筆ごとの返還であるが、返還の補償はなく、農家も下級の農地を交換してくるので問題はあつた。返還後は、家族人口の増えた農家どうしが抽選して再配分がなされている。4戸の農家に1981年と現在の耕地面積の差異を聞き取りしてみると、6畝→4畝、6.7畝→4.3畝、6.5畝→6畝、3.2畝→4.07畝となっており、人口に応じて請負農地が調整されていることが確認される。

2) 常德市 牛鼻推鎮 頂興奮村

この村は、毛沢東の故郷韶山に近く人民公社体制を堅持しようとして、個別農家への請負は通常よりも遅れている。まず1981年に集団の農地を村民小組のサブ組織に請負わせるテストを行われたが、結局1982年に農家への請負が実施された。この村では番号付け式請負権配分方法が採用されている。まず農地を4等級に分類している。収量の違い（上田とは800kg/畝、下田とは1期作のみ可能で冠水の可能性がある水田）、水利条件（標高の低いところは水が多く作りずらく、単収は600kg/畝となる）で分類している。そして等級別に水田の筆ごとに番号を付け、筆で分けられない場合は畦を壊して区画分けを行い番号づけを行っている。上田で1回、中田で1回、下田で1回、最下田で1回抽選を行う。上田で1番くじを引いた家族は、例えば家族5人に応じて区画1番から5番、2番くじを引いた家族は例えば家族6人に応じて6番から11番を配分される。その後1986年、1989年に人口変化に応じた調整が行われ、1995年に第2回請負契約が実施された。調整に際し、この村は水害災害地で、村から出ていく農家も多く、住民の希望によって村民小組が全部土地を回収して、1からくじのし直しを行っている。いわば安定小調整ではなく、大調整が行われてきた。なおこの村は両田制はとっていない。

(4) 河北省（畑作地帯）

黄河の北、北京市、天津市を取り囲む河北省は、小麦、トウモロコシを中心とする畑作農業が展開している。1999年において（中国農村統計年鑑2000年）、農村居民の純収入は1人当たり2441.5元/年、1人当たりの生活消費支出は1338.37元/年、1人当たり耕地面積は0.17aである。中央政府の方針に従って、1982年から84年にかけて人民公社体制から双層経営体制に移行した。

農地の請負契約は1人当たりの面積が平等になるように配分され、1戸あたり10畝弱に

なっている。1984年に第一回請負契約がなされ、15年契約で請負権が農家に配分された。まず農地を、かんがい、道路からの距離、山間部、平地などを勘案し3等級、村によっては5等級に分類した。一般に配分のやり方としては、「番号付け式請負権配分方法」が採用された。上田は小面積、下田は大面積となるように1人当たり請負面積が考慮され、等級ごとに抽選を行い、等級、面積で各人が平等になるような配分を行った。したがって、かなり分散した状態で各農家が請け負う形になった。畑作地帯は稲作地帯と異なり、畦がないために筆を考慮せず、機械的に区画分けをしている。しかし分散錯圃状態が強いため、人口変動に応じて調整を行うと同時に、交換調整が行われ、1戸で圃場が2枚以下に分かれている農家は全体の80%、そのうち50%は圃場が一枚に配分されているようになった。調整は村民委員会でとりまとめて行われた。殆どの場合、分散錯圃をなくすように調整において全農地を最初から再配分している。同時に家族人口が増えた農家は機動田から配分したが、減った農家はそのままとしている。調整は5年に一回行われ、15年の契約期間で2回行われている。また1990年から96年まで河北省でも両田制はあったが、帳簿上だけで、実際に農地を区分して配分したりはしていない。

1999年に第二回請負契約（30年契約）が完了し、98%の村で30年の契約延長がなされた。第一回請負契約の調整時に行われた再配分は大変複雑な作業であり、村民委員会は何回もやりたくない作業であった。したがって、80%の村はこれまでの請負をそのまま継続しており、再配分は行っていない。この段階でも自留地はあるが請負地に実質的に含まれている。同時に書類の整備が行われた。契約証書は「土地承包証」と「土地経営権証書」の2種類が作成された。土地承包証は3部づくり、農戸、村、郷（県）で保存し、紛失に備えた。土地経営権証書は県で形式を統一し、村（経済合作組織もしくは村民委）が署名する。面積、位置、圃場の枚数が明記され権利の保障、他人へ貸し出す場合の証拠として用いられる。土地経営権証書は中央政府の命令に従い土地承包証をきちんとした形に整えたものである。

30年契約で「増人不増地」の原則があるが、家族人口の変動へも対応しなくてはならない。調整用に5%の機動田の留保が認められ、村民の2/3の同意のもとに小規模調整も認められる。しかし調整は複雑であり、請負面積を変化させると各農家の地力維持インセンティブをそぐこともわかっている。したがって一般に、請負農地で自給できている農家は増人不増地に従っている。なお、請負農地は一人当たりの配分だが、一人一人の所有意識はなく、家族で請け負っている意識が一般である。

請負農地は再請負（転包）されたり、郷鎮企業の敷地へ株式として提供することも可能である。ただし農業以外に転用する場合は、集団への届け出が必要であり、村以外の企業への貸出では村人80%以上の同意が必要で、転用は厳しく規制されている。以下では、請負農地の配分の実態と現状の事例を紹介しよう。

1) 邪台県 会寧鎮 東良舎村

1982年に第一回請負契約が実施された。農地は、上（かんがいあり、小麦、とうもろこしがに適する）、中（かんがいなし、綿花に適する）、下（かんがいなし、砂質で落花生のみ栽培可能）の3等級に分類され、さらに道路への接し方でさらに細かく分けた。抽選は、「番号付け式請負権配分方法」で行われ、上中下ごとに抽選を行い順番に配分される出発点が決められ、家族人口に応じて連続して請負農地を取得した。抽選の結果、一家族で4～5枚を請負う分散錯圃となってしまう、また機動田がなく、人口変動に従い家族間で格差広がったので、1991年に調整が行われた。調整時には、かんがいありとなしの2等級に分けて、等級ごとに番号付け式請負権配分方法によって配分された。同時に集団所有の農地の15%を集団に留保して、試験的作物導入の圃場として入札による配分を行った。

2) 邪台県 王快郷 后楼下村

1984年に第1回請負契約が実施された。1人0.5畝として、2等級において上級地は1対1、下級地は1対1.2という面積割合で村民代表によって農地分類を行った。同時にすべての農地が道路に接するように細長い形に配分区画を決めて、番号付け方式によって請負権を抽選で配分している。村民小組の人口増減が異なり、人口格差が生まれ、1人当たり面積の格差が大きくなったため、1996年に調整として行政村単位で再配分が行われた。村民小組それぞれが、1人0.5畝になるように、人口が多くなった小組は面積補充、減った小組は取り上げの形で、もともと配分されていた地点から近い範囲で、小組ごとの配分面積を調整した。そして小組の中で最初から抽選に基づき再配分が行われた。村の農地1900畝のうち1600畝は請負に出されたが、水澗れで利用できるようになった河川敷など300畝は集団留保とし、この土地は入札によって一農家15から70畝を地代をとって貸し出している。

3) 藁城市 邱頭鎮 麗陽村

1982年に第一回請負契約が行われ、その後の調整はなく、1997年に第二回請負契約が結ばれた。1982年には1農家1枚になるように、上中下の等級を組合せた組合せ式配分方法がとられた。まず農地を上は0.9、中は1、下1.1となる面積割合で等級分けを行った。等級は、肥沃度、かんがい状況、道路からの距離が考慮された。同じ家族人口の家族の間で抽選が行われ、抽選で出発点決めて順番に配分されていった。1997年の第二回請負契約時点で、村民小組ごとの格差が拡大したため、村単位で再配分が行われた。もともとの所属した村民小組を基盤に、南なら南、北なら北でグループを作りその中で抽選を行い組合せ方式で再配分が行われた。

4. 請負農地配分の平等性の検証

(1) 平等性検証の方法

政策の上では、二回の請負契約ならびに調整によって請負農地は平等に配分されたとされている。しかし中国は広大である。はたして各村で平等に請負権は配分されているのだろうか。村レベルでの平等性の検証が必要である。事例的に農地配分が平等に行われたことを示すことはできるが、これまで数量的に平等性の検証をした研究はない。なぜならば、請負農地の配分は村レベルで行われるものであり、省レベルの公刊統計を用いたのでは農地配分の検証ができないからである。村レベルで各農家へ配分された請負農地の面積のわかるマイクロ・データの利用が必要なのである。本研究では中国農業部農村経済研究センターが行っている固定観察点調査のマイクロ・データを用いることによって、数量的に配分の平等性を検証した。利用できるマイクロ・データの観察農家数は4,000戸であり、河北省で9村、山西省で7村、遼寧省で4村、黒竜江省で5村、上海市で2村、江蘇省で1村、安徽省で6村、山東省で4村、湖南省で2村、広東省で3村、四川省で5村、雲南省で2村、甘肅省で2村である。1986年から2000年までのデータが利用できるが、第一回請負契約が完了した後の1986年、小調整が行われた後の1993年、第二回請負契約が完了した後の1998年を比較することにした。

第一に、請負農地が家族数に応じて配分されているかを検証するために、被説明変数を請負農地面積、自留地などを前提に定数項を設け、説明変数を家族数とする以下の単純回帰を行った。uは攪乱項である。

$$(\text{請負耕地面積}) = (\text{定数項}) + \alpha (\text{家族数}) + u \quad (3)$$

平等性が完全に達成されていれば、家族数で面積がかなり説明され、 α の符号条件は正となる。したがって、横断面データで不均一分散の問題はあるが、ここでは平等性の達成度合いを符号条件、t値、決定係数で判断することにする。

第二に、口糧田と責任田の配分についても平等性が達成されたかを検証することにする。地域によっては、家族数に応じて口糧田を、労働者数によって責任田を配分して、平等性と効率性を達成させようとした。したがって被説明変数を口糧田の面積、説明変数を家族数、あるいは被説明変数を責任田の面積、説明変数を労働者数とし、自留地などを前提に定数項を設け、以下の単純回帰を行った。uは攪乱項である。

$$(\text{口糧田面積}) = (\text{定数項}) + \beta (\text{家族数}) + u \quad (4)$$

$$(\text{責任田面積}) = (\text{定数項}) + \gamma (\text{労働者数}) + u \quad (5)$$

平等性が完全に達成されていれば、家族数、労働者数で面積がかなり説明され、 β 、 γ の符号条件は正となる。(1)式と同じく同じく平等性の達成度合いを、符号条件、t値、決定係数で判断することにする。なお1986年は両田制の調査は行われていないので、1993年と1998年の計算を行っている。

(2) 結果と考察

まず請負農地面積と家族数の回帰を検討しよう。結果は表1に示してある。第一に、符号条件、t値であるが、1986年のNo.17村以外は全てが正でt値も有意であり、家族数に応じて平等に請負農地が配分されたことを示している。No.17村は例外的な村で、農地を少数の大規模農家だけに配分し、したがって平等性は追求していない。

表1 家族数による請負農地面積の決定

省	村 No.	1986			1993			1998		
		定数項 (t値)	家族数 (t値)	決定係数 データ数	定数項 (t値)	家族数 (t値)	決定係数 データ数	定数項 (t値)	家族数 (t値)	決定係数 データ数
河北	1	0.7503 (2.0277)	1.2917 (18.5994)	0.7770 100	1.9158 (3.8523)	0.8748 (9.6705)	0.4831 100	1.2586 (3.3163)	0.8821 (11.0573)	0.5505 100
河北	2	0.0220 (0.0858)	0.7242 (12.3749)	0.6309 90	0.2995 (2.6588)	0.4401 (16.9398)	0.7626 90	0.2132 (1.7391)	0.4686 (15.2733)	0.7230 90
河北	3	0.3129 (0.7255)	0.7553 (8.8311)	0.5661 60	1.4589 (2.7348)	0.3851 (3.2401)	0.1387 60	0.5141 (1.2478)	0.5845 (6.0632)	0.3774 60
河北	4	-0.3029 (-0.6244)	2.6657 (28.8599)	0.8568 140	-0.3475 (-0.8618)	2.4977 (28.7805)	0.8562 140	3.8349 (6.1942)	1.5833 (11.1345)	0.4694 140
河北	5	1.7316 (1.9350)	2.2372 (13.5236)	0.5851 130	0.2762 (0.6303)	2.3366 (28.2772)	0.8609 130	0.5490 (1.3558)	2.2574 (27.9523)	0.8581 130
河北	6	2.6057 (3.2206)	1.9569 (11.8181)	0.6371 80	1.2188 (1.2712)	2.1335 (10.4381)	0.5774 80	0.0859 (0.0953)	2.3952 (11.5588)	0.6266 80
河北	7	0.3817 (0.7473)	1.6551 (13.8658)	0.6824 90	2.8463 (3.9626)	0.9550 (5.5067)	0.2478 90	1.4399 (2.9801)	0.9695 (7.9702)	0.4126 90
河北	8	-1.1492 (-1.4833)	1.4710 (8.0233)	0.4787 70	0.2259 (0.4805)	1.0711 (9.4664)	0.5622 70	1.0919 (1.7836)	0.8286 (5.4337)	0.2925 70
河北	9	0.4288 (1.0019)	1.0009 (9.5469)	0.5032 90	0.7152 (2.2712)	0.6155 (7.5229)	0.3845 90	1.2463 (3.9909)	0.4179 (4.8778)	0.2039 90
山西	10	-0.8872 (-0.8480)	2.4409 (9.6473)	0.4794 101	0.2269 (0.2964)	2.0986 (10.5583)	0.5151 105	3.1518 (2.7769)	1.3969 (4.7327)	0.1734 103
山西	11	0.1394 (0.6062)	0.4694 (8.2315)	0.4743 75	0.2891 (1.1371)	0.4871 (7.2867)	0.3974 80	0.3082 (1.0085)	0.5034 (6.5308)	0.3510 78
山西	12	3.2139 (0.6414)	3.3793 (2.8264)	0.0813 80	0.9331 (0.4463)	2.1877 (4.0639)	0.1608 82	3.3357 (1.1734)	2.0561 (2.5928)	0.0675 80
山西	13	0.1179 (0.1197)	2.1097 (9.3770)	0.5575 70	0.2142 (0.1575)	2.0830 (5.9957)	0.3299 72	2.2249 (1.8465)	1.5646 (4.8874)	0.2291 78
山西	14	1.2888 (3.1091)	0.8179 (8.9831)	0.4460 100	1.0470 (3.1620)	0.6674 (8.5517)	0.4215 100	1.4078 (3.9462)	0.3463 (3.6382)	0.1100 100
山西	15	3.5144 (3.6720)	2.3608 (12.6377)	0.5192 148	2.0392 (2.0585)	1.9071 (9.2394)	0.3646 148	0.4884 (0.4045)	1.5632 (6.1066)	0.1980 148
山西	16	0.6167 (0.7309)	1.3656 (7.7150)	0.4255 80	0.4145 (0.7007)	1.2163 (9.6426)	0.5380 80	1.5072 (2.3172)	0.9424 (6.6592)	0.3543 80
遼寧	17	8.1042 (1.3324)	-0.3022 (-0.2143)	-0.005 199	1.3171 (0.1154)	1.1135 (0.3857)	-0.018 50	-1.9381 (-0.4250)	1.5227 (1.1821)	0.004 100
遼寧	18	-0.3651 (-0.9142)	1.6988 (19.7897)	0.6304 230	1.8207 (1.8540)	1.4315 (6.8527)	0.4840 50	2.0031 (4.6388)	1.2068 (11.1753)	0.5558 100
遼寧	19	-0.0225 (-0.3115)	0.0608 (3.3732)	0.0505 196	0.1610 (0.9732)	0.0247 (0.5401)	-0.0147 50	0.1222 (3.3543)	0.0156 (1.4597)	0.0113 100
遼寧	20	0.5734 (0.7066)	2.3037 (12.9244)	0.3782 274	1.6426 (1.0779)	2.0734 (5.7401)	0.3947 50	1.2735 (0.9024)	1.9247 (5.2113)	0.2090 100
黒竜江	21	4.9115 (1.3004)	4.0165 (5.3488)	0.1883 120	7.3014 (1.8932)	3.4022 (4.0823)	0.1850 70	14.0933 (5.1637)	2.3139 (3.8690)	0.1588 75
黒竜江	22	6.8858 (1.6661)	4.5546 (5.5677)	0.2013 120	8.5048 (2.1652)	3.8444 (3.9703)	0.1763 70	13.2001 (3.4693)	2.9286 (3.0177)	0.1051 70
黒竜江	23	-0.6209 (-0.3596)	3.1551 (9.3780)	0.4222 120	1.2576 (1.3185)	3.2989 (15.7522)	0.7817 70	5.9446 (1.6710)	2.5655 (2.9772)	0.1023 70

省	村 No.	1986			1993			1998		
		定数項 (t 値)	家族数 (t 値)	決定係数 データ数	定数項 (t 値)	家族数 (t 値)	決定係数 データ数	定数項 (t 値)	家族数 (t 値)	決定係数 データ数
黒竜江	24	2.9408 (1.7486)	5.4483 (14.9626)	0.5546 180	3.8558 (1.4888)	5.1020 (8.2948)	0.4065 100	-0.1043 (-0.0775)	5.9160 (15.8465)	0.7164 100
黒竜江	25	17.3155 (2.4202)	8.7707 (5.7368)	0.2115 120	31.3228 (3.8385)	4.1538 (2.2806)	0.0574 70	8.1584 (1.9228)	10.9150 (10.6779)	0.6209 70
上海	26	-0.1904 (-0.5236)	0.6654 (6.4673)	0.2941 99	0.0698 (0.2523)	0.5515 (5.9054)	0.2549 100	0.3760 (1.6627)	0.4101 (5.2913)	0.2143 100
上海	27	-2.1305 (-2.1639)	1.9034 (8.5690)	0.4250 99	0.2384 (0.4311)	1.0127 (7.0719)	0.3357 98	0.2618 (0.8563)	0.5592 (6.9071)	0.3206 100
江蘇	28	2.5136 (4.0419)	0.7293 (5.1865)	0.1343 168	1.6235 (3.1294)	0.7199 (5.3884)	0.1907 120	2.7141 (5.7387)	0.2432 (1.7644)	0.0215 97
安徽	29	1.8388 (1.8111)	1.9088 (10.8213)	0.6341 68	4.9417 (3.8678)	1.0588 (4.5933)	0.2308 68	2.1292 (3.3745)	1.3130 (9.7404)	0.5835 68
安徽	30	-0.5488 (-0.2157)	4.0903 (9.4082)	0.5973 60	1.1864 (0.8591)	2.7071 (11.7842)	0.7003 60	0.1234 (0.1101)	2.6858 (12.5258)	0.7254 60
安徽	31	0.6789 (1.1482)	1.4951 (13.4227)	0.6681 90	1.1037 (1.7593)	1.3317 (9.4322)	0.4971 90	1.4385 (1.9941)	1.1150 (7.0922)	0.3565 90
安徽	32	-1.1994 (-1.2964)	1.6476 (9.0155)	0.4715 91	-0.3332 (-0.2995)	1.5237 (6.2874)	0.3021 90	-0.7715 (-0.9526)	1.4880 (8.2123)	0.4274 90
安徽	33	-1.2324 (-0.8636)	3.0908 (11.3859)	0.6713 64	0.6280 (0.3585)	2.4581 (6.2948)	0.3877 62	1.2602 (1.0359)	1.9613 (6.3956)	0.3840 65
安徽	34	0.1167 (1.5065)	0.1667 (11.1996)	0.5569 100	0.0838 (0.6730)	0.2277 (8.2494)	0.4063 99	0.4677 (4.4730)	0.1232 (5.4552)	0.2251 100
山東	35	0.4767 (0.5057)	1.5762 (7.9965)	0.4735 71	0.1899 (0.3505)	1.3330 (10.6771)	0.6570 60	2.8436 (4.6601)	0.7622 (4.7728)	0.3853 40
山東	36	1.5246 (0.8943)	1.4549 (3.7100)	0.1561 70	1.0134 (0.6769)	1.5144 (3.6772)	0.1751 60	0.1638 (0.3687)	1.5036 (10.8629)	0.7500 40
山東	37	-0.6512 (-1.6468)	1.5237 (17.9537)	0.8232 70	1.6075 (1.7632)	1.1279 (5.6808)	0.3464 60	2.6915 (2.8041)	0.8316 (3.7463)	0.2505 40
山東	38	-0.7610 (-2.4967)	1.1854 (14.2745)	0.7461 70	-0.7104 (-1.3328)	0.7085 (4.3984)	0.2372 60	0.0932 (0.5550)	0.2883 (7.2699)	0.5707 40
湖南	39	0.7862 (1.6305)	0.9691 (8.7437)	0.5223 70	1.7328 (3.2703)	0.6732 (5.4175)	0.3665 50	1.0303 (1.3833)	0.8496 (4.6147)	0.2972 49
湖南	40	0.9223 (1.9122)	0.9111 (9.1803)	0.5654 65	0.8462 (1.2024)	0.9021 (6.0970)	0.4247 50	2.0199 (2.6510)	0.6057 (3.5228)	0.1889 50
広東	41	0.0521 (0.1854)	0.4927 (10.1757)	0.5088 100	0.4554 (1.7359)	0.3720 (8.2006)	0.3985 101	0.3930 (1.4582)	0.2250 (4.1198)	0.1366 102
広東	42	0.0271 (0.1777)	0.2583 (9.0201)	0.3448 100	0.3632 (1.2847)	0.1420 (2.5284)	0.0476 109	0.1888 (1.4772)	0.1049 (4.2642)	0.1253 121
広東	43	1.3267 (2.5780)	0.7735 (8.1937)	0.4005 100	-0.3131 (-0.7539)	0.2892 (4.0776)	0.1363 100	0.0763 (0.7266)	0.0193 (1.1206)	0.0026 100
四川	44	0.2834 (0.8762)	0.9658 (14.1188)	0.8019 50	-0.1565 (-0.4174)	0.9741 (9.5633)	0.6486 50	1.0479 (0.5424)	1.7387 (3.4008)	0.1774 50
四川	45	-0.0540 (0.7375)	0.7375 (6.2390)	0.4363 50	1.0889 (2.2886)	0.4894 (4.0348)	0.2057 60	0.2879 (0.4596)	0.5142 (3.3373)	0.1714 50
四川	46	0.0502 (0.0907)	0.8792 (8.0676)	0.5667 50	-0.1419 (-0.2690)	0.8718 (7.0812)	0.5007 50	-0.8600 (-1.5496)	0.9632 (7.9980)	0.5624 50
四川	47	-0.0872 (-0.2264)	1.2115 (14.8816)	0.8182 50	0.4398 (0.9422)	1.0215 (4.4223)	0.6418 50	0.5519 (0.9438)	1.0161 (7.6095)	0.5373 50
四川	48	3.1550 (0.8316)	0.7831 (1.1249)	0.0054 50	2.1230 (4.0285)	0.3469 (3.0888)	0.1484 50	2.4632 (5.4410)	0.1229 (1.0703)	0.0030 50
雲南	49	1.3603 (2.3007)	1.0807 (9.9469)	0.4999 99	3.0292 (4.3904)	0.6714 (4.6222)	0.1706 100	2.7143 (2.9404)	0.8995 (4.4170)	0.1575 100
雲南	50	0.8041 (1.6826)	0.6893 (10.2515)	0.5125 100	1.9023 (3.5425)	0.4124 (4.1651)	0.1417 100	1.2916 (2.3010)	0.4104 (3.5778)	0.1065 100
甘肅	51	2.3284 (1.0358)	2.9622 (7.4483)	0.6449 31	4.4205 (2.3418)	2.5939 (7.6403)	0.6388 35	3.5000 (1.6334)	2.6350 (5.9339)	0.5015 35
甘肅	52	-0.1925 (-0.1560)	1.0376 (4.5228)	0.4280 27	4.4251 (2.8633)	0.1379 (0.5033)	-0.0284 28	0.3064 (0.2189)	0.9157 (3.5534)	0.3010 28

第二に、決定係数を見てみると、52村平均で、1986年で0.4815、1993年で0.3695、1998年で0.3257となっている。マイクロ・データを用いているので決定係数が低くなることを考慮すれば、30%以上の説明力をもっており、家族数に応じた平等性が実現されてきたと判断できよう。ただし個々の村を見てみると、決定係数が0.8以上ある村もあるが、ほとんど説明されない村もいくつかある。決定係数が低い理由として以下のことが考えられる。まず、事例分析で示したように、実際には農地は、単収、肥沃度、水利条件、道路の近さなどを考慮して、上中下といった等級に区分されて配分が行われている。この等級に応じた面積の調整も行われている点が考慮されていないからである。また、その他の個々の村の抱える固有の事情も考慮できてないからである。つまり郷鎮企業などの経済条件、農外収入の条件、農地の請負を好まない農家の割合、流動化の状況も考慮されていない。さらに、実際は請負農地は村民小組レベルで配分されているのに対し、分析では村レベルで計算していることも決定係数を低めている。しかしいずれにしても、家族数が請負農地面積を決定する主要な要因であることは確認できよう。

第三に、1986年、1993年、1998年を比較してみると、決定係数が0.4815、0.3695、0.3257と低下している点に注目したい。第一回請負契約、調整、第二回請負契約と、家族数の変化に応じて調整が行われているはずであるが、実際は配分の平等性がやや低まってきたといえる。所得の向上、特に農外所得の向上に応じて、平等配分がやや弱まってきたのではないかと考えられる。そこで各年において、決定係数（平等性の指標）と所得、農外所得割合との相関関係を計算してみた（表2）。農家所得として「家庭全年総収益」、農業所得として「家庭経営収益」をとり、農外所得割合として「家庭経営収益／家庭全年総収益」を用いている。どの年においても、農家所得、農業所得と平等性の間には負の相関が見られ、農外所得割合と平等性の間には正の相関が確認される。すなわち、所得水準が上がると、特に農外所得が高まると平等配分は弱められることが確認される。したがって経済発展に伴って所得が向上するにつれて、平等性は弱められていると考えられることができる。

表2 決定係数と収益の相関

	家庭全年総収益	家庭経営収益	家庭経営収益／ 家庭全年総収益
1986	-0.4002	-0.2530	0.1965
1993	-0.2349	-0.1270	0.2828
1998	-0.3089	-0.2008	0.2885

第四に、回帰分析の係数 α を考察してみよう。 α が大きいことは各村の1人当たりの追加的な請負面積が大きいことを表している。各省ごとにその平均値

を計算した（表3）。1人当たり追加的な請負面積は黒竜江省が最も大きく、河北、山西、安徽、山東、甘肅が比較的大きいものに対し、遼寧、上海、江蘇、湖南、広東、四川、雲南は比較的小さい。また時系列的に見ると、 α が小さくなっている場合が多い。特に上海、

表3 1人増加に対応する配分面積

省	1986	1993	1998
河 北	1.5287	1.2566	1.1541
山 西	1.8491	1.5210	1.1961
遼 寧	0.9403	1.1608	1.1675
黒竜江	5.1891	3.9603	4.9278
上 海	1.2844	0.7821	0.4846
江 蘇	0.7293	0.7199	0.2432
安 徽	2.0665	1.5512	1.4477
山 東	1.4350	1.1709	0.8464
湖 南	0.9401	0.7877	0.7276
広 東	0.5081	0.2677	0.1164
四 川	0.9154	0.7408	0.8710
雲 南	0.8850	0.5419	0.6549
甘 肅	1.9999	1.3659	1.7753

広東といった経済発展地域では急激に α が減少している。

次に、口糧田と家族数、責任田と労働者数の回帰について検討してみよう。結果は表4に示してある。口糧田、責任田の制度がない村も多い⁵⁾。第一に、符号条件、 t 値であるが、多くの村が正で t 値も有意であったが、符号条件が負の村もあった。家族数や労働者数に応じて平等に口糧田、責任田が配分されている場合が多いが、そうでない場合も見受けられる。

第二に、決定係数を見てみると、52村平均で、口糧田の場合1993年で0.3000、1998年で0.2302、責任田の場合1993年で0.1075、1998年で0.1338

となっている。決定係数が大きい村もあるが、全般にあまり大きいとは言えない。口糧田、責任田は平等に配分された村もあるが、符号条件が負の場合があることも考え合わせると、すべての村で平等な配分が行われたとは言えない。口糧田、責任田の制度は複雑で、帳簿の上だけの形式的な場合もあり農民自身も理解していないこともあった。特に責任田は、流動化によって一部の中核農家に集められる場合が多い。両田制においては、厳密に平等な配分がなされなかった村も多かったと言えるのではないだろうか。しかしその一方で、家族数と請負耕地面積の間の決定係数が低くいけれども、口糧田と責任田に関しては決定係数が高い村がある。一見平等性が達成されていないように見えるが、実は両田制を用いて平等性を達成しているのである。No.12、No.21、No.13、No.36の村である。むしろ両田制が有効に活用された村であるといえよう。

5. まとめ

中国の生産責任制のもとでは、請負農地は村民小組のレベルで家族人口に比例して平等に配分された。市場メカニズムにしたがった資源配分と異なり、平等配分は、その配分からの退出がなく、自己の評価だけに依存し、平均生産性に基づいた配分であるといった特徴を持つ。この平等配分を執行するために、基本的に抽選に基づく配分方法が採用されている。そのやり方は、上田、中田、下田の組合せを作ってから、家族単位で抽選を行う「組合せ式請負権配分方法」と、上田、中田、下田ごとに個人単位で抽選を行う「番号付け式請負権配分方法」の二方法が調査によって確認された。そして貴州省、湖南省、河北省の村レベルの実態調査に基づき、両方の方法が採られていることを事例的に確認した。

表4 口糧田面積と責任田面積の決定

		家族数による口糧田面積の決定						労働者数による責任田面積の決定					
		1993			1998			1993			1998		
省	村 No.	定数項 (t 値)	家族数 (t 値)	決定係数 データ数	定数項 (t 値)	家族数 (t 値)	決定係数 データ数	定数項 (t 値)	労働者数 (t 値)	決定係数 データ数	定数項 (t 値)	労働者数 (t 値)	決定係数 データ数
河北	1	口糧田なし			口糧田なし			責任田なし			責任田なし		
河北	2	口糧田なし			口糧田なし			責任田なし			責任田なし		
河北	3	口糧田なし			口糧田なし			責任田なし			責任田なし		
河北	4	-4.8061 (-2.8875)	2.1623 (6.0368)	0.2032 140	口糧田なし			6.1974 (5.6861)	-0.1113 (-0.2477)	-0.007 140	責任田なし		
河北	5	口糧田なし			口糧田なし			責任田なし			責任田なし		
河北	6	口糧田なし			口糧田なし			責任田なし			責任田なし		
河北	7	口糧田なし			口糧田なし			責任田なし			責任田なし		
河北	8	口糧田なし			2.1848 (3.6000)	-0.1170 (-0.3657)	-0.0127 70	責任田なし			0.0798 (0.1104)	0.5725 (3.1813)	0.1168 70
河北	9	-0.0149 (-0.0253)	0.4077 (2.6696)	0.0644 90	0.3583 (1.4121)	-0.0276 (-0.3960)	-0.0096 90	0.7026 (1.8960)	0.6853 (2.4192)	0.0517 90	0.9370 (3.0280)	1.0414 (4.5148)	0.1788 90
山西	10	-0.0099 (-0.0226)	1.5066 (13.2884)	0.6280 105	2.0685 (2.8504)	0.9287 (4.9214)	0.1854 103	0.3184 (4.3342)	0.5303 (13.1049)	0.6215 105	1.0229 (2.2494)	0.8696 (3.8981)	0.1222 103
山西	11	口糧田なし			0.3942 (1.4298)	0.4341 (6.2419)	0.33021 78	責任田なし			-0.0455 (-0.4653)	0.1311 (2.5729)	0.0680 78
山西	12	0.1436 (0.6439)	0.4356 (7.5888)	0.4113 82	0.3869 (1.5613)	0.3972 (5.7460)	0.2884 80	2.1345 (2.2343)	2.0149 (4.0943)	0.1629 82	1.3544 (1.3084)	2.8636 (4.4393)	0.1915 80
山西	13	-0.4692 (-1.4272)	0.2558 (3.0470)	0.1045 72	0.6470 (1.5883)	0.7549 (6.9758)	0.3823 78	-0.0159 (-0.0161)	1.0263 (2.1021)	0.0459 72	1.3776 (3.1731)	1.2327 (5.4461)	0.2713 78
山西	14	1.0069 (2.1935)	0.5961 (5.5092)	0.2287 100	1.1104 (4.3453)	0.2285 (3.3514)	0.0937 100	0.1401 (0.8946)	0.2652 (1.5151)	0.0129 100	0.1795 (1.6303)	0.2599 (1.9895)	0.0290 100
山西	15	口糧田なし			口糧田なし			責任田なし			責任田なし		
山西	16	-0.6069 (-1.7318)	1.1029 (14.7628)	0.7331 80	0.5557 (0.6801)	0.5935 (3.3387)	0.1138 80	1.415 (6.618)	-0.125 (-1.205)	0.0057 80	0.5409 (2.7596)	0.1898 (2.3019)	0.0516 80
遼寧	17	最大174畝の大規模農家5戸にだけ請負農地が配分						最大140畝の大規模農家21戸にだけ農地が配分					
遼寧	18	3.7114 (4.4430)	0.7112 (1.7449)	0.0401 50	1.6488 (4.5030)	0.8473 (9.2531)	0.4608 100	1.3330 (3.1105)	0.9755 (4.6652)	0.2976 50	1.4093 (9.5192)	0.1730 (2.2504)	0.0394 100
遼寧	19	口糧田なし			口糧田なし			責任田なし			責任田なし		
遼寧	20	-0.4171 (-0.9415)	1.0361 (9.8663)	0.6629 50	0.0490 (0.1165)	0.9065 (8.2344)	0.4029 100	2.8706 (2.2463)	2.0032 (2.7777)	0.1205 50	2.1059 (2.8178)	1.3684 (3.0965)	0.0798 100
黒竜江	21	-1.5981 (-1.2526)	1.6000 (58.0336)	0.9799 70	3.0342 (5.4992)	0.9104 (7.5301)	0.4295 75	5.7685 (1.5211)	2.2860 (1.3459)	0.0116 70	7.4303 (3.8895)	2.8822 (3.8209)	0.1552 75
黒竜江	22	0.0649 (0.1815)	1.5237 (17.2899)	0.8120 70	1.3763 (3.7051)	1.1705 (12.3539)	0.6872 70	12.2477 (3.6643)	4.2902 (1.6594)	0.0248 70	5.1796 (3.3827)	1.8257 (3.3904)	0.1320 70
黒竜江	23	0.1458 (1.2552)	0.9828 (36.5207)	0.9555 70	口糧田なし			0.6559 (0.2073)	3.6169 (2.1729)	0.0512 70	責任田なし		
黒竜江	24	口糧田なし			口糧田なし			責任田なし			責任田なし		
黒竜江	25	1.6348 (0.4251)	1.8790 (2.1888)	0.0521 70	-4.7919 (-0.7790)	11.7377 (7.9206)	0.4722 700	30.4368 (4.2701)	-5.2498 (-1.7160)	0.0274 70	11.2182 (2.4863)	-1.2495 (-0.7107)	-0.0072 70
上海	26	-0.1107 (-0.3848)	0.4709 (4.8527)	0.1855 100	0.1044 (0.4689)	0.4489 (5.8812)	0.2533 100	0.2344 (2.8969)	0.3095 (3.1540)	0.0829 100	0.0869 (1.8849)	0.1380 (2.5221)	0.0514 100
上海	27	-0.1928 (-1.5238)	0.5674 (17.3248)	0.7551 98	0.1161 (0.6435)	0.4150 (8.6903)	0.4295 100	1.3470 (6.3837)	0.3535 (1.4557)	0.011 98	0.4152 (4.5357)	0.0637 (0.8176)	-0.0034 100

		家族数による口糧田面積の決定						労働者数による責任田面積の決定					
		1993			1998			1993			1998		
省	村 No.	定数項 (t 値)	家族数 (t 値)	決定係数 データ数	定数項 (t 値)	家族数 (t 値)	決定係数 データ数	定数項 (t 値)	労働者数 (t 値)	決定係数 データ数	定数項 (t 値)	労働者数 (t 値)	決定係数 データ数
江 蘇	28	0.3877 (1.2882)	0.0705 (0.9259)	-0.001 120	0.3482 (1.1345)	0.0702 (0.7849)	-0.0040 97	2.7189 (13.4408)	0.1115 (0.5489)	-0.0059 120	2.5363 (13.0419)	0.5744 (2.7972)	0.0664 97
安 徽	29	-0.1261 (-0.4800)	0.0668 (1.4089)	0.0145 68	0.1479 (0.6805)	0.0348 (0.7488)	-0.0066 68	5.5456 (6.6229)	1.5497 (6.3363)	0.3688 68	3.6556 (5.0685)	1.5732 (5.8075)	0.3282 68
安 徽	30	口糧田なし			口糧田なし			責任田なし			責任田なし		
安 徽	31	口糧田なし			口糧田なし			責任田なし			責任田なし		
安 徽	32	0.6428 (0.6250)	0.1249 (0.5573)	-0.008 90	0.2051 (1.6511)	-0.0352 (-1.2677)	0.0068 90	1.9997 (2.5478)	2.0734 (4.6928)	0.1911 90	2.6657 (4.8052)	2.2289 (5.9594)	0.2794 90
安 徽	33	口糧田なし			口糧田なし			責任田なし			責任田なし		
安 徽	34	0.0696 (0.8617)	0.1419 (7.9187)	0.3864 99	口糧田なし			0.2252 (2.9473)	0.0811 (2.2313)	0.0390 99	責任田なし		
山 東	35	口糧田なし			口糧田なし			責任田なし			責任田なし		
山 東	36	0.2306 (0.4188)	1.1185 (7.3864)	0.4758 60	0.1395 (0.6252)	0.9236 (13.2853)	0.8182 40	1.0219 (1.6017)	0.4538 (1.9435)	0.0450 60	0.4460 (1.5815)	0.7440 (5.1428)	0.3949 40
山 東	37	1.0310 (1.9907)	1.0282 (9.1162)	0.5819 60	2.0205 (3.2956)	0.8366 (5.9012)	0.4645 40	0.4928 (0.9212)	0.2047 (0.9230)	-0.0025 60	0.0120 (0.0196)	0.3239 (1.0190)	0.0010 40
山 東	38	口糧田なし			-0.0068 (-0.0405)	0.2883 (7.2699)	0.5707 40	責任田なし			責任田なし		
湖 南	39	口糧田なし			口糧田なし			責任田なし			責任田なし		
湖 南	40	0.8462 (1.2024)	0.9021 (6.0970)	0.4247 50	2.0199 (2.6510)	0.6057 (3.5228)	0.1889 50	3.4463 (8.4990)	0.5407 (2.8033)	0.1228 50	2.7649 (5.9834)	0.6915 (3.3393)	0.1716 50
広 東	41	0.1235 (0.9671)	0.0155 (0.7021)	-0.005 101	0.0912 (0.4414)	0.0762 (1.8200)	0.0224 102	1.2826 (6.6229)	0.6132 (5.8607)	0.2501 101	0.3452 (3.0712)	0.5410 (7.0380)	0.3246 102
広 東	42	0.2577 (0.9473)	0.1213 (2.2447)	0.0360 109	口糧田なし			0.1532 (10.9559)	0.0366 (2.7905)	0.0591 109	189年以前にのみ請負農地が配分		
広 東	43	口糧田なし			口糧田なし			責任田なし					
四 川	44	-0.0130 (-0.0659)	0.0935 (1.7468)	0.0402 50	口糧田なし			2.3501 (7.8267)	0.5886 (2.4010)	0.0886 50	1.8793 (6.4384)	0.6082 (2.7167)	0.1152 50
四 川	45	1.0889 (2.2886)	0.4894 (4.0348)	0.2057 60	0.2879 (0.4596)	0.5142 (3.3373)	0.1714 50	1.7299 (5.7387)	0.5874 (3.3279)	0.1459 60	0.8363 (3.0423)	0.6131 (4.2439)	0.2577 50
四 川	46	口糧田なし			口糧田なし			責任田なし			責任田なし		
四 川	47	0.2984 (1.1332)	0.0262 (0.4291)	-0.0169 50	0.1432 (0.1638)	0.3100 (1.5533)	0.0280 50	2.0803 (6.1512)	1.0708 (7.3849)	0.5221 50	1.5964 (2.1244)	0.8454 (2.5405)	0.1002 50
四 川	48	0.1613 (0.2079)	0.1362 (0.8235)	-0.0066 50	0.1613 (0.2079)	0.1362 (0.8235)	-0.0066 50	1.9151 (3.1171)	0.4606 (1.7742)	0.0420 50	1.6470 (3.0790)	0.3909 (1.6244)	0.0324 50
雲 南	49	3.0292 (4.3904)	0.6714 (4.6222)	0.1706 100	4.3640 (36.5593)	0.0517 (0.7262)	-0.0048 100	0.1690 (0.7109)	0.0114 (0.1455)	-0.0100 100	5.2696 (5.7079)	0.3253 (1.0274)	0.0006 100
雲 南	50	1.9023 (3.5425)	0.4124 (4.1651)	0.1417 100	1.2916 (2.3010)	0.4104 (3.5778)	0.1065 100	0.8174 (2.1342)	-0.0700 (-0.5408)	-0.007 100	1.1599 (2.7114)	0.8302 (5.0197)	0.1964 100
甘 肅	51	口糧田なし			0.2500 (0.7174)	0.1856 (2.5698)	0.1415 35	責任田なし			6.9639 (2.9870)	3.0972 (3.3833)	0.2350 35
甘 肅	52	0.7234 (3.8416)	0.0500 (1.4969)	0.0439 28	0.5237 (2.7998)	0.0827 (2.4008)	0.1500 28	4.2348 (4.7859)	-0.0387 (-0.1089)	-0.0380 28	2.8740 (2.9080)	0.5924 (1.4147)	0.0358 28

さらに、数量的に請負農地が平等に配分されていることを検証した。数量的な検証のためには村レベルでのデータが必要であるが、農業部農村経済研究センターのマイクロ・データを利用することによって、この検証が可能となった。まず各農家の家族数と耕地面積を単純回帰することによって、第一回請負契約後、その後の調整の後、第二回請負契約後いずれも、請負農地の平等配分が実現されていることが確認された。さらに、家族数と口糧田面積、労働者数と責任田面積を単純回帰することによって、口糧田と責任田の平等配分についての検証を試みたが、平等配分がなされていない村もあることが確認された。

付記

本稿は平成11・12・13年度国際学術研究「中国食糧需給の総合的研究—中国農業部農家パネル・データの利用を中心として—」（京大教授辻井博代表）ならびに平成13年度基盤研究C「中国の21世紀をみすえた農村制度改革—マイクロ・データの分析—」（浅見淳之代表）の研究成果の一部によるものである。本稿第4節で用いた中国農業部農村経済研究センターのマイクロ・データの利用にあたっては、張文宝、曹力群、張曉輝、辻井博、松田芳郎のご尽力をいただき、諸氏との共同研究として成果発表させていただいた。ここに記して感謝の意を表したい。ただし本稿の分析、執筆はすべて第一執筆者の浅見淳之が行ったものであり、その責任はすべて浅見淳之にある。

注

- 1) 中国の請負農地制度をはじめとする制度改革は、文献 [2]、[4]、[5]、[6]、[7]、[8] で説明されている。
- 2) ただし抽選が行われない場合もある。散居制がとられている地域では、抽選ではなく、居住地に隣接する周囲の農地を家族数に応じて割り当てている。
- 3) 文献 [1] による。
- 4) オークションの定式化は文献 [3] に詳しい。
- 5) 村で5戸以下の記入しかない場合や全戸同じデータなど、調査票の記入データが信頼できない場合は、両田制がないものと判断した。

【参考文献】

- [1] Chen, F., L. Wang and J. Davis (2000), Land Reform in China since the mid-1980s, Part 2, http://www.fao.org/WAICENT/FAOINFO/SUSTDEV/LTdirect/LTan0032_p1-11.
- [2] 白石和良 (1994) 「中国の農業、農村の再編化と双層経営体制」『農業総合研究』10
- [3] Riley, J. (1989) Expected Revenue from Open and Sealed Bid Auctions, *Journal of Economic Perspectives* Vol.3 No.3 p41-50
- [4] 林毅夫・蔡昉・李周 (1997) 『中国の経済発展』日本評論社
- [5] 王景新 (2001) 『中国農村土地制度的世紀変革』中国経済出版社
- [6] 許経勇 (1999) 『中国農村経済改革研究』中国金融出版社
- [7] 山本裕美 (1999) 『改革開放期中国の農業政策 制度と組織の経済分析』京都大学出版会
- [8] 巖善平 (1997) 『中国農村・農業経済の転換』勁草書房